

平成31年4月1日から実施

### ～違反対象物公表制度とは～

建物を利用する人が、建物に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反を消防本部のホームページで公表する制度です。

### ～公表の対象となる建物～

ホテル、飲食店、スーパーなどの不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設、幼稚園などの火災が発生した場合に人命危険性が高い建物が対象です。（特定防火対象物）



飲食店



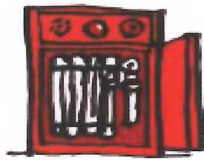
宿泊施設



診療所

### ～公表の対象となる違反～

消防法令により建物に設置が義務付けられている**屋内消火栓設備**、**スプリンクラー設備**、または、**自動火災報知設備**のいずれかが消防法令に違反して設置されていないものです。



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

### ～公表する内容～

①**防火対象物の名称** ②**防火対象物の所在地** ③違反の内容(例:自動火災報知設備未設置)

### ～公表までの流れ～

消防の立入検査において違反を把握し、関係者に立入検査の結果を通知した日から14日経過しても、なお同一の違反が継続している場合に公表します。

また、公表は違反が是正されるまでの間、継続します。

### ～公表の方法～

摂津市消防本部のホームページに掲載します。

お問い合わせ  
摂津市消防本部 予防課指導係  
TEL:06-6318-1199(課直通)